

## 青梅都市計画区域における都市計画道路および都市計画公園・ 緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

### 1 目的

この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第54条（許可の基準）の規定に該当する建築物以外の建築物で、法第53条（建築の許可）第1項の許可をすることができるもの（以下「許可できる建築物」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 許可できる建築物の対象

許可できる建築物の対象は、当該建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当し、都市計画の事業の実施が、近い将来見込まれていないものとする。

- (1) 都市計画道路区間が「東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）」に位置付けられた第四次事業化計画優先整備路線以外の箇所
- (2) 都市計画公園および緑地が「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（令和2年7月）」に位置付けられた優先整備区域以外の箇所

### 3 許可できる建築物の規模・構造

許可できる建築物の規模・構造は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものとする。

- (1) 階数が3のもので、高さが10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 法第12条（市街地開発事業）第1項に規定する市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。
- (4) 建築物が都市計画道路区域および都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内および都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

4 実施期日

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

5 経過措置

この基準の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

この基準の一部改正は、令和2年8月1日から実施する。